

富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院の床頭台一式更新の
事業者選定に係る公募型プロポーザルについて

令和7年1月8日

富山県厚生農業協同組合連合会理事長

次の通り公募型プロポーザルを執行する。

1 募集の趣旨

富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院（以下、厚生連高岡病院）において現行の床頭台（レンタルテレビ及び冷蔵庫、チェスト等を含む）の契約が2025年10月末に更新時期を迎えるため、その更新にあたり提案事業者を選定するために企画提案の募集を行う。

2 内容

(1) 事業名称 厚生連高岡病院床頭台一式更新事業

(2) 企画提案内容 添付「床頭台更新事業仕様書」による。

病院収益の向上や満足度の高い患者サービスの提供を実現するため、単に価格のみの競争ではなく、与えられた条件下における企業・業務責任者及び従事者の知識と経験・技術、加えてそれらに関する提案力など、当院のパートナーとなる事業者としての適格性を確認することを目的とする。

なお企画の提案に関しては「別紙1 企画提案書作成要綱」による。

(3) 履行期間 2025年11月1日から最長15年間。

3 応募者の資格要件

次に掲げる要件の全てに該当した者は、本会の公募型プロポーザルの企画提案に参加することができる。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

(1) 提案者は、厚生連高岡病院床頭台更新事業提案募集要項の内容を十分に遂行できる者であること。

(2) 提案者は、富山県内に本社・本店を有する事業者及び富山県外に本社・本店を有するが、契約行為に関する権限（入札・見積・契約・納入・代金の請求・受諾その他）を委任された支社・支店又は営業所を富山県或いはその近隣に有する者であること。

(3) もしも提案内容に建築及びその他工事を伴う場合には、その設計役割を担う提案者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工

学)もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であること。

- (4) もしも提案内容に建築及びその他工事がある場合には、その設計建設役割を担う提案者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であること。
- (5) 既設設備の設計・施工及び調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う提案者として参加することを妨げない。

4 提案者の制限

次に掲げる者は、提案者及び提案者の構成員となることはできない。

- (1) 公告の日から提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (2) 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更生手続の申し立て(同法付則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている者、または更生手続の申し立てをされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者、または更生手続開始の申し立てをされなかった者とみなす。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

5 提案募集要項一式の配布

- (1) 配布期間 2025年1月8日(水)から2025年1月16日(木)まで。
- (2) 配布方法 当院WEBページ上による。

6 提案募集のスケジュール

(1) ウォークスルー調査

必要があれば希望日時を質問票に記載。その後双方で調整する。

(2) 提案書の受付

2025年1月16日（木）から2025年1月24日（金）

(3) 提案各者プレゼンテーション

2025年1月31日（金）14:00～ 於、厚生連高岡病院 会議室1

(4) 選考結果の通知

2025年2月上旬～中旬頃（予定）に当院 web ページ上で公表

7 審査の選定について

本企画提案の審査については、「厚生連高岡病院床頭台更新に関する検討委員会」において設定した評価項目（別紙2）に沿って総合的に公平かつ客観的に行い、次の通り提案者を選定する。

(1) 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定する。

(2) 最優秀提案者を床頭台更新事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次順位の優秀提案者を次選交渉権者とする。

8 その他

(1) 費用負担

提案に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 書類提出の取り扱い・著作権

書類提出の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。

(4) 当院からの提示資料の取り扱い

当院が提供する資料は、本企画提案に係る応募以外の目的で使用しないこと。

(5) 1提案者の複数提案の禁止

1提案者は、1件の提案しか行うことができない。

(6) 複数の提案者の構成員となることの禁止

1提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、
当院との協議を行い、当院がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出された書類の変更については認めない。

(9) 虚偽の記載の禁止

提案書に虚偽の記載をした場合は、その提案書を無効とする。

企画および提案方法に関する照会先（照会は電子メールのみとする。）

〒933-8555

富山県高岡市永楽町5-10

富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院（厚生連高岡病院）

管理課 担当 能原

（E-mail：00482nohara@kouseiren-ta.or.jp）